



社労士の

永江社会保険労務士事務所
永江啓一郎

ミニポケット



Q. 平成27年12月1日に始まったストレスチェック制度について教えてください。

A. <背景>

仕事や職業生活で強いストレスを感じている労働者の割合は高い状況で推移し精神障害の労災認定件数が3年連続で過去最多を更新。

<目的>

定期的に労働者のストレスチェックを行い本人にその結果を知らせ、自らの状況への気付きを促しストレスを低減させる。さらにその中でメンタルヘルス不調のリスクの高い者を早期に発見し医師による面接指導につなげることでメンタルヘルス不調を未然に防止し、また、検査結果を集団ごとに集計・分析して職場のストレス要因を評価し要因そのものを低減し職場環境の改善を図るものです。

労働保険関係

ストレスチェックの実施が義務とされるのは従業員数50人以上の事業場。従業員数50人未満の事業場については当分の間、努力義務とされています。

ストレスチェック制度はじめとするメンタルヘルス対策の詳細は次のアドレスをご覧ください。「こころの耳」<http://kokoro.mhlw.go.jp>
ご自身でストレスチェックも出来ます。